

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 6 年 第4回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和8年4月24日（金）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時22分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎2階 201～203会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
	事務局	（ 出席人数：5人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 田口 俊彦	
		農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 石井 秀明	
農地振興担当 主任 金子 昌行					
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 松本 正彦		開発調整課長 村田 彰		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 農用地利用集積等促進計画（案）：公開 日程5 生産緑地地区の取得斡旋について：公開			

一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 4	森本 恒平
	1 5	森住 武雄
	1 7	伊藤 弘子

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２６年第４回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、松本正彦課長、都市整備部開発調整課、村田彰課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について、伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として １． 議題 （１） 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について （２） 生産緑地地区の取得斡旋について （３） 「令和９年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約への協力依頼について （４） 令和８年「緑の募金」運動の協力依頼について （５） 春日部市都市計画審議会委員の推薦について （６） 春日部市都市再生協議会委員の推薦について の６項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。報告は以上でございます。
議長	ありがとうございました。
議長	次に、農業振興審議会について議席番号１１番新井久義委員より報告がございます。
委員	議席番号１１番新井久義です。去る３月２７日月曜日午後２時００分から春日部市役所本庁舎２階２０１、２０２、２０３会議室において、令和７年度第２回春日部市農業振興審議会に出席いたしましたので、報告いたします。議事の内容ですが、諮問事項は４項目ございました。はじめに、農用地区域からの除外の申出について８案件、次に、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画（２７号計画）の変更について１案件、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画（２７号計画）の定期的な検証に変更について、春日部市農業振興地域整備計画の管理に関する事務処理要領の改定についてそれぞれ全ての案件が可決されました。次に、報告事項として令和７年度第１回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について、事務局から報告がありました。報告は以上でございます。

議長	ありがとうございました。																		
議長	ご報告いたします。お手元の事前審査一覧表をご覧ください。議案第 1 号 農地法第 3 条申請番号 2 8 番及び 2 9 番については 4 月 1 7 日に取下書の提出がありましたので欠番となります。 よって、本日の議題は <table><tr><td>日程 1</td><td>議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」</td><td>1 議案 7 件</td></tr><tr><td>日程 2</td><td>議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」</td><td>1 議案 6 件</td></tr><tr><td>日程 3</td><td>議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」</td><td>1 議案 3 件</td></tr><tr><td>日程 4</td><td>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」</td><td>1 議案 1 件</td></tr><tr><td>日程 5</td><td>議案第 5 号「生産緑地地区の取得斡旋について」</td><td>1 議案 1 件</td></tr><tr><td colspan="2">合計 5 議案となります。</td><td></td></tr></table>	日程 1	議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」	1 議案 7 件	日程 2	議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」	1 議案 6 件	日程 3	議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」	1 議案 3 件	日程 4	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」	1 議案 1 件	日程 5	議案第 5 号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1 議案 1 件	合計 5 議案となります。		
日程 1	議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」	1 議案 7 件																	
日程 2	議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」	1 議案 6 件																	
日程 3	議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」	1 議案 3 件																	
日程 4	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」	1 議案 1 件																	
日程 5	議案第 5 号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1 議案 1 件																	
合計 5 議案となります。																			
議長	次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 4 番森本恒平委員、1 5 番森住武雄委員、1 7 番伊藤弘子委員を指名いたします。																		
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第 2 5 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。																		
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。 次に、会議規則第 1 0 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。																		
議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 2 2 番から 2 7 番及び 3 0 番について、事務局より説明を求めます。																		
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」許可申請が 7 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、議案書 1 頁、申請番号 2 2 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号の事業を実施するための所有権移転です。 案内図は 1 頁から 2 頁、詳細図は 3 頁とから 4 頁となります。スクリーン																		

事務局

をご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号23番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは黒豆を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号24番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁から8頁、詳細図は9頁から10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号25番、詳細は議案書のとおり。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。この案件は2025年第12回総会の審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、隣接する駐車場の出入り口に使用されていたと思われる場所があったことから、事務局より譲受人に対して、改善指導と確認を行ってきましたが、問題は解消されず、2026年第2回総会において不許可となったものです。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから、3条許可申請があったものです。案内図は11頁、詳細図12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではネギ、小松菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に議案書3頁、申請番号26番、詳細は議案書のとおり。申請理由は農地の交換です。次に説明する申請番号27番の譲受人の保有農地と隣接している自分の農地と一体化して耕作しやすくするため、交換する、とのことです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に申請番号27番、詳細は議案書のとおり。申請理由は農地の交換です。先に説明した申請番号26番の譲受人の保有農地と隣接している自分の農地と一体化して耕作しやすくするため、交換する、とのことです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。

事務局	申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に申請番号30番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ麦を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を備えていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。説明は以上でございます。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。次に、本案のうち、申請番号22番、26番及び27番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。よって、はじめに申請番号22番、26番及び27番の審議を行い、次に、申請番号23番から25番、及び30番の審議を行います。
議長	はじめに、申請番号22番、26番及び27番の審議を行います。農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号16番、萩原勝委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (萩原委員 退室)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。次に、申請番号22番、26番及び27番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根守です。はじめに申請番号22番について報告します。令和8年4月9日、池上農業委員、中井推進委員と私の計3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。 次に申請番号26番について報告します。申請地の調査日時、人員は先ほ

推進委員	どご説明したとおりです。申請地及び経営農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。 最後に申請番号27番について報告します。申請地の調査日時、人員は先ほどご説明したとおりです。申請地及び経営農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番 石塚郁志委員より申請番号22番、26番及び27番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号18番石塚郁志です。申請番号22番、26番及び27番について一括して報告します。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。
議長	採決にはいります。申請番号22番、26番及び27番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号22番、26番及び27番を事前審査委員の報告のとおり許可と決定しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(萩原委員 入室)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。次に申請番号23番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員	第3地区推進委員の横川浩之です。申請番号23番について報告します。令和8年4月9日、水口・岡田農業委員2名、石井推進委員と私、計4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に申請番号24番、30番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の金子正之です。はじめに申請番号24番について報告します。令和8年4月8日伊藤・岡本・森住農業委員3名、横井、上原・齋藤推進委員3名と私、計7名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。次に申請番号30番について報告します。申請地の調査日時、人員は先ほどご説明したとおりです。申請地及び経営農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に、申請番号25番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の中村勝利です。申請番号25番について報告します。令和8年4月13日山崎、飯島農業委員2名、朝倉推進委員と私、計4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番 石塚郁志委員より申請番号23番から25番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号18番石塚です。申請番号23番から25番について一括して報告します。日時事前審査委員等はお示した通りです。申請地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農

委員	地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可と決しました。報告は以上でございます。
議長	次に、議席番号1番 川鍋浩之委員より申請番号30番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号1番川鍋浩之です。申請番号30番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、『許可』と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号23番から25番及び30番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号23番から25番及び30番を事前審査委員の報告のとおり、許可と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号22番から27番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号22番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は建物及び構築物の解体業を営んでおり、転用計画は、資材置場の設置です。現在、解体工事で発生した廃材を、グループ会社の中間処理施設へ運び込んで処理し、再利用できる資材や、製造した再生砕石を同施設内に保管しています。申請法人やグループ会社の繁忙期に、資材等が置ききれなくなっていることから、隣接する非農地33.03㎡と併せて資材置場の設置を計画し

事務局

たものです。計画地内には、再生砕石、砕石運送車駐車場、普通車駐車場、重機置場を設置することです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックと擁壁を設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、申請番号23番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は駐車場の設置です。近隣の倉庫建設のための工事関係者用車両を置く必要が生じたことから、一時転用申請したものです。駐車場には、普通車38台を置く計画です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は許可日から19か月です。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。雨水は、鉄板敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁申請番号24番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号25番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のため

事務局

の自己用住宅に該当します。隣接する非農地 170 m²と併せて、自己用住宅を建築する計画です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。次に、申請番号26番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、申請地は水路と田の高低差がなく、水はけが悪いため、盛り土を行い、畑とする計画とのことです。工事内容は、現在の表土を嵩上げ盛土する客土Cの工法で行うとのことです。案内図は27頁、詳細図は28頁から33頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は蔬菜び穀類を作付ける計画です。工事期間は許可日から6か月間です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。(庄内領) 資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に議案書6頁、申請番号27番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地 236.74 m²と併せて自己用住宅を建築する計画です。この案件は、2026年第1回総会の審議案件で、譲受人2人で申請があり、総会にて許可相当と意見を付して埼玉県に進達、その後3月5日付で許可となりました。当初、所有権を2人共有名義で登記する予定でしたが、許可後、所有権を1人名義で登記したいと考えが変わったとのことです。法務局に登記の申請をしたところ、譲受人2人の許可書では1人名義での登記ができず、やむを得ず当該許可を取り消した後、再申請となっております。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果の写しが添付されています。申請書は整い、農地区分は、

事務局	申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。以上でございます。
議長	次に、申請番号26番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の金子正之です。申請番号26番について報告します。令和8年4月8日に伊藤・岡本・森住農業委員3名、横井、上原・齋藤推進委員3名と私、計7名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、経営農地は問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。申請地は雑草が生えておりましたが、今後受け人が管理をするのであれば問題無いと考えております。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番 川鍋浩之委員より申請番号22番から26番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号1番川鍋浩之です。はじめに、申請番号22番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、計画地南東側に隣接する水田との高低差があり、擁壁を設置する計画となっていますが、田植えの灌漑や水稻の湛水など米作りに影響が及ぼすことの無いよう意見を付して事前審査委員4人の合議により「許可相当」とすることと決しました。 次に、申請番号23番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により「許可相当」とすることと決しました。 次に、申請番号24番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により「許可相当」とすることと決しました。 次に、申請番号25番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により「許可相当」とすることと決しました。 次に、申請番号26番について事前審査の報告をします。申請地の現地調

委員	査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により「許可相当」とすることと決しました。以上でございます。
議長	次に、議席番号 3 番 齋藤昭雄委員より申請番号 27 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 3 番齋藤昭雄です。申請番号 27 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により「許可相当」とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 10 番の岡田です。申請番号 22 番について 2 点事務局にお尋ねいたします。1 点目は現況地目が畑になっていますが、以前は水田で埋め立てされたと思います。その許可申請の経緯をお尋ねします。2 点目は譲受人の事業者は市内に既存の資材置き場を保有しているかお尋ねします。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただ今のご質問にお答えいたします。1 点目は、農地改良申請がございます。地目変更は所有者の方が、農地改良後に地目変更したものとおもわれます。2 点目は、譲受人の事業者は市内に資材置き場は保有しておりません。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 10 番の岡田です。わかりました。それでは次に申請番号 26 番の農地改良を行う事業者についてお尋ねします。現在、この事業者は国道 4 号バイパスと埼玉葛城農道の交差点付近の水角地内で「プレロード実施中、

委員	不法投棄ではありません」と看板を掲げて、土砂を搬入して高く盛土しています。事務局に手続きはされているのでしょうかお尋ねします。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただ今のご質問にお答えいたします。プレロードは軟弱地盤の沈下を事前に促すためにあえて重い盛土を載せる工法で一時的な土砂の堆積や盛土等は宅地造成及び特定盛土等規制法が適用されるので、埼玉県東部環境管理事務局に許可や届出などの手続きが必要となります。当該地は、農地以外の土地であり、農地法の手続きは必要ありません。
議長	外に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。事前審査委員より、申請番号２２番について「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号２２番、次に申請番号２３番から２７番を別々に審議することに異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号２２番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号「農地法第５条（知事）」申請番号２２番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし条件を付して」県知事に送付いたします。また、申請番号２２番については、農地法第５条第３項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号２３番から２７番を事前審査委員の報告のとおり、「許可相当」とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号23番から27番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当」と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号26番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程3、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号3番から5番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7頁をご覧ください。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請が3件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。はじめに、議案書7頁申請番号3番と4番の申請者が2分の1ずつの共有持ち分なので一括して説明いたします。詳細は議案書のとおり。案内図は37頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号3番の申請者が経営主で年間従事日数は150日です。 次に、議案書8頁申請番号5番、詳細は議案書のとおり。案内図は38頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。
議長	次に、申請番号3番、4番について担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根です。申請番号3と4番について一括して報告します。令和8年4月9日萩原、池上農業委員2名、中井推進委員と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします。
議長	次に、申請番号5番について担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。

推進委員	第 1 地区推進委員の中村です。申請番号 5 番について報告します。令和 8 年 4 月 13 日山崎、飯島農業委員 2 名、朝倉推進委員と私の 4 名で現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、議席番号 3 番 齋藤昭雄委員より申請番号 3 番から 5 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 3 番齋藤昭雄です。申請番号 3 番から 5 番について、一括して事前審査の報告します。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明するとすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 3 番から 5 番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」申請番号 3 番から 5 番を事前審査委員の報告のとおり「証明する」とことと決定しました。
議長	次に、日程 4、議案第 4 号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 9 頁をご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。3 月 25 日に農業委員に説明し、4 月 10 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書 10 頁のとおり春日部市長あて回答して

事務局	よいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画申請番号５６番から６８番、７７番から８２番については、農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号１番から５５番、６９番から７６番、８３番から９２番と別々に審議いたします。
議長	はじめに、計画申請番号５６番から６８番、７７番から８２番の審議を行います。農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号１３番、池上茂委員は退室をお願いします。この際、暫時休憩いたします。 (池上委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。計画申請番号５６番から６８番、７７番から８２番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第４号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号５６番から６８番、７７番から８２番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第４号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号５６番から６８番、７７番から８２番については「原案のとおり決定する」とことと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、池上委員の入室をお願いします。 (池上委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、計画申請番号１番から５５番、６９番から７６番、８３番から９２番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 1 番から 55 番、69 番から 76 番、83 番から 92 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号 1 番から 55 番、69 番から 76 番、83 番から 92 番については「原案のとおり決定する」と決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程 5 議案第 5 号、「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 17 頁をご覧ください。議案第 5 号「生産緑地地区の取得斡旋について」斡旋依頼が 1 件あったので、審議を求めます。生産緑地法第 13 条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第 3 条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和 8 年 3 月 5 日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書 18 頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 5 号、「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 5 号、「生産緑地地区の取得斡旋について」

議長	を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に 日程 6 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」 日程 7 報告第 2 号「農地法第 4 条（届出）」 日程 8 報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」 日程 9 報告第 4 号「農地法第 1 8 条（通知）」 につきましては、議案書 2 1 頁から 2 9 頁にお示しのとおりです。
議長	日程 1 0 報告第 5 号違反転用事案報告について、事務局より発言を求められてますので、これを許します。
事務局	議案書 3 0 頁をご覧ください。報告第 5 号違反転用事案報告について、ご報告します。番号 2 3 番及び 3 6 番の 2 件について、農地法に基づく許可を取得済みであることを確認しました。番号 2 3 番は令和 7 年 1 2 月 2 6 日付け農地法第 4 条許可および令和 7 年 1 2 月 2 4 日付け農地法第 5 条許可を得ております。次に、番号 3 6 番は令和 3 年 5 月 2 6 日付け農地法第 5 条許可を得ております。よって、この 2 件については適正な手続きが完了しているため、是正済み事案として春日部農林振興センターへ報告いたします。
議長	ありがとうございました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、2 0 2 6 年第 4 回総会を閉会いたします。 閉会（午前 1 1 時 2 2 分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 1 4 番 _____

農業委員 1 5 番 _____

農業委員 1 7 番 _____